

土砂災害(特別)警戒区域解除サービスの提供

テーマ 土砂災害危機管理サービス（民間事業者向け）

キーワード 土砂災害（特別）警戒区域解除

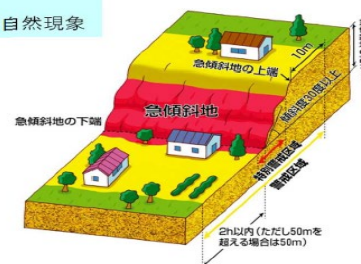
土地の安全確保（付加価値向上）

土砂災害防止法は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的としています。この土砂災害防止法に基づき、都道府県により、土砂災害（特別）警戒区域が順次設定され公開が進んでいます。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、土砂災害の恐れがある区域、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域とされています。特に土砂災害特別警戒区域は、特定開発行為の制限により、住宅の建築や改築を行う場合には、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その一つの方法として土砂災害特別警戒区域を解除することがあります。また、土砂災害警戒区域を解除することによって、住民・土地の利用者の安全を確保するとともに、土地の付加価値を高めることも期待できます。

弊社では、これまで数々の土砂災害（特別）警戒区域設定に従事しています。この経験を活かし、土砂災害（特別）警戒区域設定解除に必要な調査・解析・設計についてのサービスを提供しています。

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

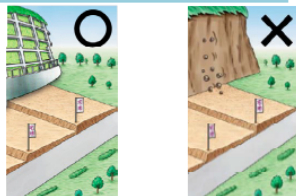


土砂災害防止法における土砂災害防止対策

特定開発行為の制限（第9条）

土砂災害特別警戒区域内において、建築が予定されている建築物が、他者が居住する住宅（住宅地分譲等）や災害時要援護者関連施設である場合は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

特定開発行為の制限の概要

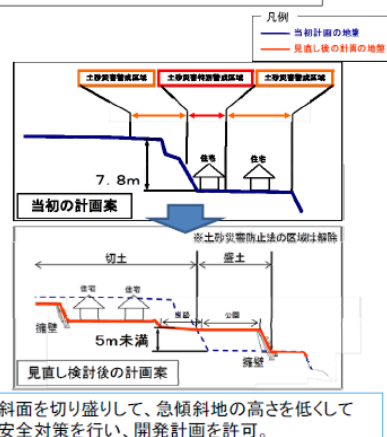


土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為は、以下の基準に従ったものに限り許可を行う

- ・対策工事や開発行為が土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないこと
- ・砂防堰堤や法面保護施設等の設置による対策工事を実施することにより、急傾斜地の崩壊等により生ずる土石等が建築物の敷地に到達しないこと

特定開発行為の許可事例

土砂災害防止法の急傾斜地の指定基準（抜粋）
・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域



9

出典：「土砂災害防止法の概要」（国土交通省）を抜粋 https://www.mlit.go.jp/river/sabo/dosyahou_review/01/110803_shiryo2.pdf

日本工営株式会社

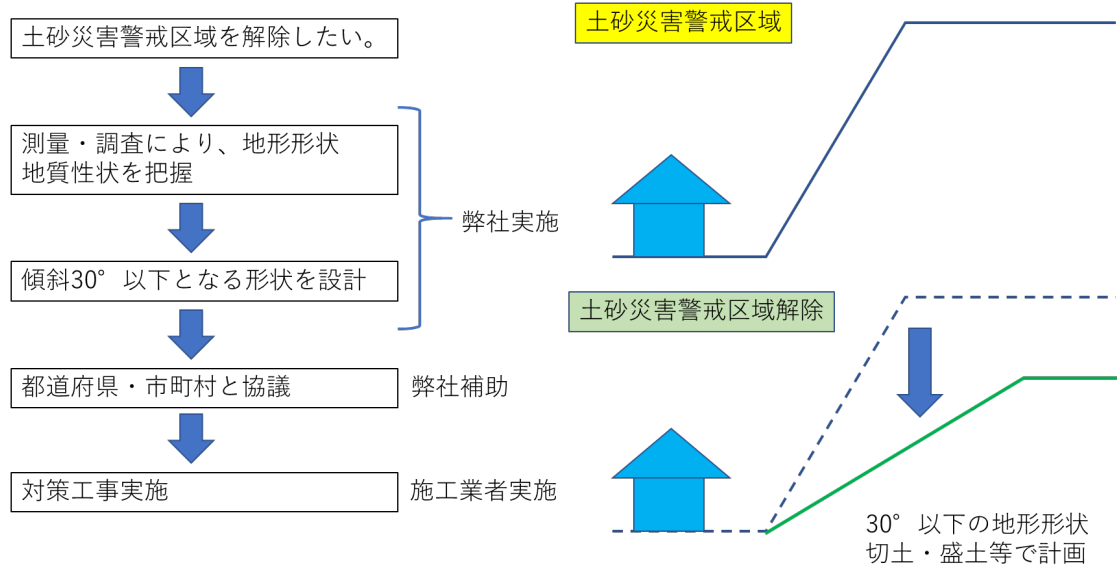
お問合せ

内容に関するご質問は、以下のページからお問い合わせ下さい。

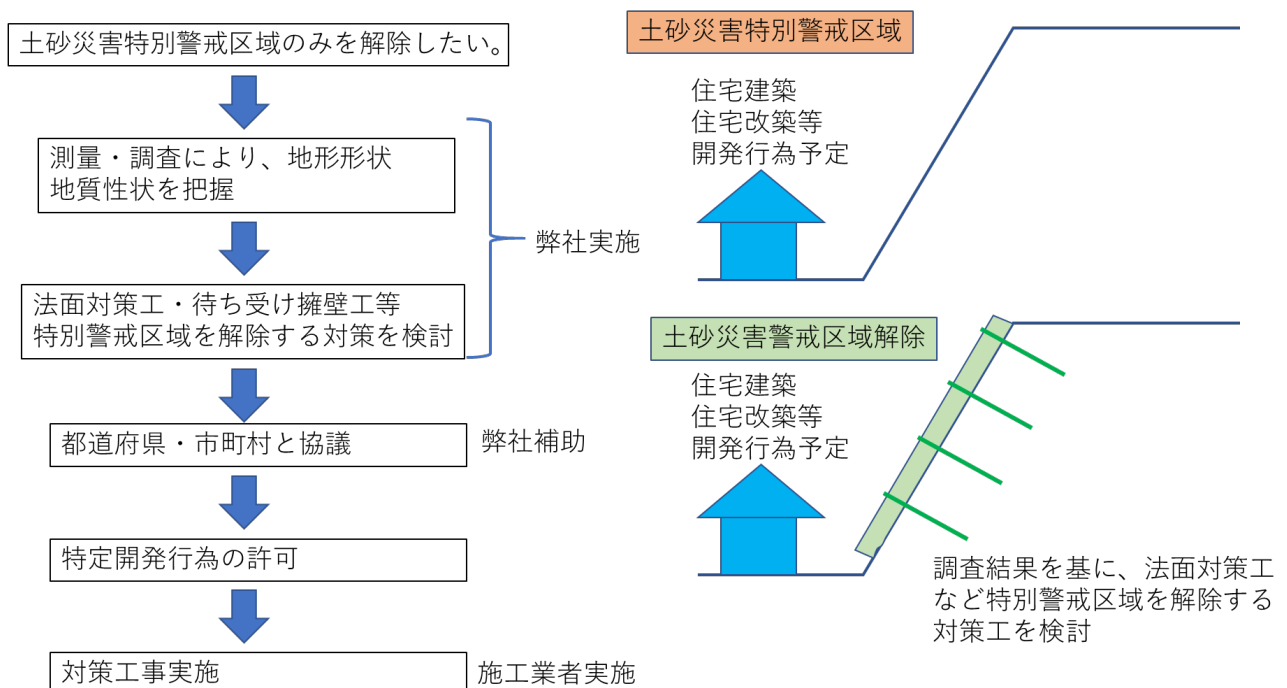
URL <http://www.n-koei.co.jp/contact/>

提供サービスの業務フロー

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の解除は、地形形状を 30° 以下または 5m 以下の高さに地形改変しなければなりません。地形改変に必要な設計までのサービスを提供します。また、自治体との協議や施工の補助を行うサービスを提供します。



地形改変は、影響する範囲の地権者との協議などあり、すぐには実施できないことが想定されます。開発行為は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の解除により、都道府県から許可を得ることも可能です（協議必要）。地形改変を行わず土砂災害特別警戒区域解除には、法面对策工や待ち受け擁壁などのハード対策が必要となります。これらの ハード対策の設計までのサービスを提供します。また、自治体との協議や施工の補助を行うサービスを提供します。



※土砂災害（特別）警戒区域は、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりとあります。土石流と地すべりについては、都道府県が対策を進めることが大部分です。ここでは、主に民間事業者向けとして急傾斜地の崩壊の区域解除について提案いたします。